

**「(仮称)国立市人権・平和基本条例」素案
パブリックコメントに寄せられた意見等の結果について**

・パブリックコメント募集期間 平成30年9月5日(水)～平成30年9月25日(火)

・個人情報を含むご意見等は意見の趣旨を損なわない範囲で一部を変更させていただいています。
・同じ方からの同様のご意見については1つにまとめさせていただいています。

番号	意見の概要	意見の回答
名 称		
1	名称の「多様性を尊重する」の「多様性」が曖昧な言葉であるため削除してはどうか。	名称については検討を重ねてまいりましたが、人権の尊重と共にあらゆる「多様性」が認められてこそ、平和なまちづくりが推進できるという考え方から、「人権」「多様性」「平和」の3つの文言を取り入れた名称にしたいと考え、このような名称としております。
2	名称を「国立市生命と人権と多様性を尊重する平和なまちづくりを推進する基本条例」にしてほしい。「生命」には、人間だけでなく、動物、植物、自然を含み広義に意味しています。	人間を含むあらゆる生命の尊重は重要であると考えます。しかしながら、本条例案は、「人間を大切にする」という市のまちづくりの基本理念及びソーシャル・インクルージョンの理念に基づく人権、多様性、平和に関する基本条例案として考えております。
前 文		
3	3つ目の項目の職業、部落出身につづいて「貧困」を入れてほしい。	人権・平和なまちづくりを推進する上で、貧困の解決は重要な要素と考えております。引き続き条例全体の中で検討いたします。
4	3つ目の項目の下に、「天災人災、インターネットやSNSを用いた暴力、ソフトテロリズムといった日常的ではない危機的な状況がしばしば起こり、多様な要因によって意識的無意識的に人権は侵害され、暴力行為に至り、救える命が救われない、人命尊重すらままならない状況に簡単におちいってしまう。」を加えてほしい。	前文全体を見直す中で再度検討いたします。
5	「難病」「疾病」と列記してほしい。	条例案では、広く疾病という表現を採用しておりますが、全体の中で改めて検討いたします。
6	ソーシャル・インクルージョンの意味が一般市民には難解です。解説もしくは日本語訳を付けてほしい。	ソーシャル・インクルージョンは、条例案において根幹にある理念であるため、条文に盛り込むことで言葉の浸透を図りたいと考えております。ただし、解説または日本語訳、注釈を入れるか等について検討いたします。
7	「市と市民が一体となって」は強制的に聞こえます。市民の責務で使われている「市と市民が協力して」が適切であると思えます。	前文の文言について再度検討いたします。
目 的		
8	1行目の「暴力」のあとに、「ITソフトテロリズム」を加えてほしい。	目的全体を見直す中で再度検討いたします。
9	目的の項目の「人間を大切にする」を「生命を大切にする」としてほしい。人間だけでなくもっと広義に考えていくことが大切です。	「人間を大切にする」は、市のまちづくりの基本理念として、第一期基本構想から定めている理念となっております。よって、この理念に基づいて、このように条例の目的を定めております。
10	「人権と多様性の尊重」を「生命と人権と多様性の尊重」にしてほしい。	人間を含むあらゆる生命の尊重は重要であると考えております。しかしながら、本条例案は、「人間を大切にする」という市のまちづくりの基本理念及びソーシャル・インクルージョンの理念に基づく、人権、多様性、平和に関する基本条例案として考えております。
市の責務		
11	市の責務の最後に、「市は、多様な非常事態、非日常事態、市や市民の多様な機能が正常に機能しない状態において、差別や偏見がどのような暴力や差別を生じさせるか調査をし、そのための対応策を事前に行わなければならない。」を加えてほしい。	非常時における人権侵害の問題については、重要な課題であることから、市としても実態調査を行う必要があると考えております。条文全体を見直す中で、文言について再度検討いたします。
12	[市の責務]の項目では、「市は一人一人異なるすべての人」を「すべての生命がお互いに認め支え合う」にしてほしい。	本条例案は、「人間を大切にする」という市のまちづくりの基本理念及びソーシャル・インクルージョンの理念に基づき、人権と多様性と平和に関する市の責務を定めていますので、このような文言としております。
市民の責務		
13	市民の責務の3つ目の「平和なまちづくり」の後に、「平時、非常時かわりなく」を入れてほしい。	条文全体を見直す中で、市民の責務について再度検討いたします。
基本方針		
14	基本方針では、「人権と多様性と平和」と記載し、審議会では「人権と平和と多様性」と語句の並び方が不統一です。前者に統一すべきと考えます。	条文全体において文言の統一を図ってまいります。
15	基本方針の中にもその他の箇所にも、「人権と多様性を尊重する」と多く明記されているが、「生命と人権と多様性を尊重する平和なまちづくり」にしてほしい。	本条例案は「人間を大切にする」というまちづくりの基本理念に基づいた条例であることから、動物、植物等の生命を含むことは、本条例の目的に合致しないと考えております。
審議会の設置		
16	審議会の委員に必ず、被差別マイノリティの当事者を選任してほしい。	審議会において多様な意見を取り入れることが、市としても重要であると考えております。審議会の組織の詳細については、条例施行後に規則にて定めたいと考えております。
その他		
17	救済措置を明示してほしい。	包括的な人権を扱う本条例案の中で、救済規定を定めることが可能であるか引き続き検討いたします。
18	保・幼・小・中・高・大に一貫した人権教育(人権保育)の考え方を柱にした取り組みを展開してほしい。	人権教育については、学校教育、社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において必要であると考えており、条例施行後も教育及び啓発の充実に努めてまいります。
19	部落差別解消推進法の精神を取り入れてほしい(差別はまだある・差別は許さない・差別をなくす努力を続けなければならない)	差別の禁止については、市の「差別は許さない」という姿勢を明確に示すため、追加する方向で再度検討いたします。
20	「差別をしない させない 許さない」のフレーズを入れてほしい。	
21	「差別禁止」の明示をしてほしい。(言葉は別の言葉であっても同等の意味であれば他の言葉でもよい)	
22	ペナルティ・罰則・叱責・(企業名などの)氏名公表など、何らかの措置をとってほしい。	条例案においては、罰則規定は設けておりませんが、規定を設ける場合には差別の定義とともに、対象となる行為を限定する必要があると考えております。包括的な人権を扱う本条例案の中で罰則規定を定めることが可能であるか引き続き検討いたします。
23	罰則規定は必要です。当初から規定するのが難しければ、せめて「今後の検討課題」として明記して下さい。	
24	条文の漢字全てにルビが振られていますが、逆に読み難くなっている。難解な漢字に限定することは検討してほしい。	誰にとっても分かりやすい情報提供に努めてまいります。